

こ成母第350号
令和8年3月31日

公益社団法人日本医師会長
公益社団法人日本歯科医師会長
公益社団法人日本産科婦人科学会会長
公益社団法人日本産婦人科医会長
公益社団法人日本小児科学会会長
公益社団法人日本小児科医会長
公益社団法人日本小児保健協会会長
公益社団法人日本看護協会会長
公益社団法人日本助産師会長

殿

こども家庭庁成育局母子保健課長
(公 印 省 略)

電子版母子健康手帳ガイドラインの発出について

日頃から、母子保健行政の推進に格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。
母子保健法に基づき市町村が交付する母子健康手帳については、現状、紙の手帳の交付及び記載を前提として運用されているところ、「デジタル行財政改革取りまとめ2024」（令和6年6月18日デジタル行財政改革会議決定）等において、電子版母子健康手帳を原則とすることを目指し、令和7年度にガイドライン等を発出し、令和8年度以降の普及につなげることとされております。これを受け、令和6年度に「電子版母子健康手帳ガイドライン（仮称）策定に向けた検討会」を開催し、課題と対応の整理を行いました。

今般、当該検討会の取りまとめを踏まえ、別添のとおり「電子版母子健康手帳ガイドライン」を作成いたしました。今後の電子版母子健康手帳の活用の方向性も踏まえ、事業者等において対応が必要と考えられる事項をまとめたものとなっており、自治体における電子版母子健康手帳の導入に当たり必要な事項も掲載されておりますので、本ガイドラインの内容について御承知おきいただきますようお願いいたします。

今後、令和8年度中に電子版母子健康手帳のモデル事業実施地域における実証を通じて検証を行った上で、関係法令面の対応や詳細な技術仕様、システムの利用方法等について整理し、別途お示しする予定です。その上で、令和8年度末以降、環境が整った自治体より順次、電子版母子健康手帳の導入を進めていただくことを想定しております。

【照会先】

こども家庭庁成育局母子保健課
TEL：03-6862-0413
E-mail：boshidx@cfa.go.jp

電子版母子健康手帳 ガイドライン

令和 8(2026)年 3 月

目次

1. はじめに	1
1.1 本書の位置づけ	1
1.2 用語の定義	2
1.3 母子健康手帳の変遷	2
1.4 母子健康手帳のデジタル化に係る環境	3
1.5 電子版母子健康手帳の必要性	4
2. 電子版母子健康手帳の概要	6
2.1 電子版母子健康手帳の定義と基本的な要件	6
2.2 利用者向けアプリに関する前提	6
2.3 電子版母子健康手帳情報の概要	7
2.4 医療機関等向けアプリの定義と基本的な要件	11
2.5 自治体向けアプリの定義と基本的な要件	11
2.6 様式改版時における利用者向け、医療機関等向け、自治体向けアプリの表示	12
3. 電子版母子健康手帳における情報の取扱い及び運用に関する事項	13
3.1 電子版母子健康手帳情報における母子の情報連携の仕組み	13
3.2 電子版母子健康手帳における代理人の考え方	15
3.3 電子版母子健康手帳情報の利用・保管に係る同意の考え方	16
3.4 電子版母子健康手帳として全国普及までの間に考慮すべき点	17
3.5 母子保健業務の自治体独自施策への対応	18
4. 電子版母子健康手帳全般に関して事業者が留意すべき事項	20
4.1 全般的事項	20
4.2 情報セキュリティ	21
4.3 個人情報の取扱い	21
5. 利用者向けアプリ事業者が留意すべき事項	22
5.1 利用者向けアプリについて	22
5.2 民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針の遵守	22
5.3 マイナポータルとの連携	22

5.4 母子保健に係る情報提供.....	22
5.5 利用者向けアプリに求められる機能.....	23
6. 医療機関等向けアプリ事業者が遵守すべき事項	26
6.1 医療機関等向けアプリについて	26
6.2 PMHとの連携.....	26
6.3 医療機関等向けアプリが具備する機能	26
7. 自治体向けアプリ事業者が遵守すべき事項	28
7.1 自治体向けアプリについて.....	28
7.2 PMHとの連携.....	28
7.3 自治体向けアプリが具備する機能.....	28
8. 要件遵守の担保.....	29
8.1 本指針の規定する要件を遵守していることの確認.....	29
9. 本書の見直し.....	30
9.1 本書の見直しに係る留意事項	30

1. はじめに

1.1 本書の位置づけ

本書は、今後の電子版母子健康手帳の活用の方向性も踏まえ、事業者等において対応が必要と考えられる事項をまとめたものである。母子健康手帳のデジタル化に係るアプリを開発する事業者等においては、電子版母子健康手帳の開発・運営、活用にあたって、本書の内容を参考とされたい。

(1) 主たる読者

本書は、以下の事業者を主たる読者として想定する。

- 利用者による電子版母子健康手帳の情報入力、参照機能を開発するアプリ事業者
- 医療機関等による電子版母子健康手帳の情報入力、参照機能を開発するアプリ事業者
- 自治体による電子版母子健康手帳の情報入力、参照機能を開発するアプリ事業者
- 自治体において、電子版母子健康手帳の交付に係る業務を担当する職員

(2) 本書の参照方法

本書は、母子健康手帳の電子化に関与する事業者ごとに参照すべき内容が異なることを踏まえ、以下のとおり、主な参照箇所を示す。なお、必要に応じて他の章も参照すること。

図表 1 本書の主たる読者と参照箇所

章	章名	概要	利用者向け アプリ事業者	医療機関等向け アプリ事業者	自治体向け アプリ事業者	自治体 担当者
1章	はじめに	母子健康手帳の変遷、デジタル化に向けた取り組みの変遷や必要性等を記載した章	参照	参照	参照	参照
2章	電子版母子健康手帳の概要	電子版母子健康手帳の定義、取り扱う情報、アプリケーションの定義や基本的な要件等を記載した章	参照	参照	参照	参照
3章	電子版母子健康手帳における情報の取扱い及び運用に関する事項	電子版母子健康手帳における情報の取扱いの仕組みや全国普及までの考慮事項等を記載した章	参照	参照	参照	参照
4章	電子版母子健康手帳全般に関して事業者が留意すべき事項	電子版母子健康手帳の関連事業者に要求する全般的事項を記載した章	参照	参照	参照	参照
5章	利用者向けアプリ事業者が留意すべき事項	利用者向けアプリ事業者向けに電子版母子健康手帳が具備すべき機能を記載した章	参照	—	—	参照
6章	医療機関等向けアプリ事業者が遵守すべき事項	医療機関等向けアプリ事業者向けに電子版母子健康手帳が実装必須の機能を記載した章	—	参照	—	参照
7章	自治体向けアプリ事業者が遵守すべき事項	自治体向けアプリ事業者向けに電子版母子健康手帳が実装必須の機能を記載した章	—	—	参照	参照
8章	要件遵守の担保	要件遵守をチェックするためのシートを記載した章	参照	参照	参照	参照
9章	本書の見直し	本書の見直しに係る方針を記載した章	参照	参照	参照	参照

1.2 用語の定義

本書において使用する用語の定義は、特に定めのない限り、関係法令の例によるほか、次のとおりとする。

- PMH (Public Medical Hub)
住民、医療機関等、自治体の間で迅速に情報を共有・活用するための情報連携基盤のことをいう。
- PHR (Personal Health Record)
生涯にわたる個人の保健医療情報のことをいう。
- アプリ
端末にインストールして利用するアプリケーションをいう。
- Web アプリ
ブラウザを通じてアクセスするアプリケーションをいう。
- 電子母子保健ツール
自治体又は民間企業が提供する母子の健康管理又は子育て支援に関する情報提供等を主たる目的とするWebアプリ又はアプリの総称をいう。ただし、本書が定める電子版母子健康手帳を利用するためのアプリを除く。
- 母子保健アプリ
電子母子保健ツールのうち、紙の母子健康手帳と併用して利便性を向上させることなどを目的として、利用者に対して提供されるものをいう。
- 自治体独自様式
本書が定める電子版母子健康手帳のデータ様式とは別に、自治体が定めるデータ様式をいう。

1.3 母子健康手帳の変遷

母子健康手帳は、昭和 17 年の妊産婦手帳に始まる長い歴史を有する母子保健の基本的な政策手段として、妊産婦、乳幼児をもつ保護者、保健医療関係者を始めとする多くの国民に広く利用されてきた。紙の母子健康手帳は、妊娠中の経過や出産時の状態といった母に関する情報と新生児期の経過や乳幼児健康診査の結果といった児に関する情報を 1 冊に取りまとめた、利便性の高い母子保健情報を記録・閲覧するための媒体であり、妊娠、出産、子育てに関する様々な母子保健関係サービスにおいて、妊婦や児の一貫した健康管理の記録として、自治体、医療機関、産後ケア施設、里帰り先など、多くの場所で、母子と関係機関をつなぐ媒体として活用されてきた。このような利便性から、母子健康手帳は、日本国内に留まらず、世界でも認知される存在となっており、母子保健の施策を推進する上で、利活用されている国もある。

現行の紙の母子健康手帳は、市町村が、妊娠の届出をした者に対して、母子保健法(昭和 40 年法

律 141 号)第 16 条第1項に基づき交付するものであり、「妊娠、出産及び育児に関する一貫した健康記録であるとともに、乳幼児の保護者に対する育児に関する指導書」であるとされている。

紙の母子健康手帳の特徴は以下のように示すことができる。

- 「妊娠、出産及び育児に関する一貫した健康記録」が1つの冊子に集約され、母子の健康管理に用いることができる。
- 居住する自治体以外も含めた全国の自治体や医療機関等において、手帳を提示することで、共通の様式によって記録された全ての情報を自由に共有できる。
- 本人を含めて、各主体が自由に記録の追記ができる。

一方、近年では、情報提供媒体の多様化やバイオサイコソーシャル(身体的・精神的・社会的)な観点からの包括的な支援の必要性など、母子をめぐる状況、ひいては家族の在り方が変化中、その利便性や母子保健の利用者ニーズを踏まえて、また、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化等の動きにより、健康管理システムにおいてもデジタル化の取り組みが進められている中で、更には、保健医療領域においても、マイナ保険証・オンライン資格確認の普及や、住民、医療機関、自治体間で迅速に共有・活用するための情報連携基盤(Public Medical Hub、以下、「PMH」という。)の活用が進む中、電子版母子健康手帳の在り方に向けた検討と整備が行われることとなった。

1.4 母子健康手帳のデジタル化に係る環境

母子保健のデジタル化については、令和2年度にパーソナルヘルスレコード(Personal Health Record、以下、「PHR」という。)の観点から、妊婦健診や乳幼児健診等の母子保健情報の一部について、マイナポータルを通じて、スマートフォン等で閲覧が可能となるとともに、中間サーバーを経由して、自治体間で母子保健情報の共有が可能となった。

令和4年度には『母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会』において、マイナポータルを通じて閲覧できる母子保健情報の項目を拡大し、産後ケア事業や新生児訪問指導等の情報も共有可能となった。また、母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第55号)様式第3号の紙の母子健康手帳の様式(以下「府令様式」という。)についても大幅な見直しが行われ、産後ケア及び地域の子育てに関する相談機関の利用に関して記録する欄等が追加された。

これに加え、令和5年度にデジタル庁が PMH を開発し、母子保健情報についても、マイナンバーカードを活用したデジタル化を進めることで、主に紙で運用されている健診等の母子保健業務について、自治体や医療機関の事務的な負担軽減や子育て世帯の利便性向上等を目指すこととされた。また、母子保健 DX を実現するため、令和6年6月に、第 14 次地方分権一括法により母子保健法を改正し、PMH に関する規定の整備が行われた。

母子健康手帳のデジタル化については、第2回こども家庭審議会成育医療等分科会(令和5年11月22日開催)において、母子健康手帳の電子的な交付に伴う混乱が生じないよう、今後、デジタル化された母子健康手帳が最低限持つべき機能や、母子の情報連携、母親以外の保護者との情報共有・管理の在り方、デジタル化された母子健康手帳を原則とすることを旨とするに当たっての紙の母子健

康手帳からの移行等の課題について整理と対応を検討する必要があるとされた。

加えて、「デジタル行財政改革中間取りまとめ」(令和5年12月20日デジタル行財政改革会議決定)において、住民、医療機関、自治体の間で母子保健情報を迅速に共有・活用するための情報連携基盤の整備とともに、電子版母子健康手帳を活用してスマートフォンで健診の受診や結果の確認を可能とするなどにより、母子保健 DX を推進する方針が示された。また、「デジタル行財政改革取りまとめ2024」(令和6年6月18日デジタル行財政改革会議決定)において、電子版母子健康手帳を原則とすることを目指し、2024年度から課題と対応を整理し、2025年度にガイドライン等を発出し、2026年度以降の電子版母子健康手帳の普及につなげることとされた。

このような背景から、電子版母子健康手帳に係る課題と対応について整理を行うため、令和6年7月から令和7年1月にかけて「電子版母子健康手帳ガイドライン(仮称)策定に向けた検討会」を開催し、電子化のメリット、PMH への保存情報やアプリ等におけるデータポータビリティ、母子情報の取扱い、移行時の考慮事項等の整理がなされた。本ガイドラインは検討会の議論の取りまとめを踏まえ作成されたものである。

1.5 電子版母子健康手帳の必要性

(1) 紙の母子健康手帳の制約

紙の母子健康手帳は、長い歴史を有する母子保健の基本的な政策手段として、多くの国民に広く活用されてきたが、運用において以下に示すような制約がある。

- ・ 掲載できる情報量や紙幅等、物理的な制約がある。
- ・ 転居や時間の経過で必要なサービス情報等が変化するが、情報が更新できない。
- ・ 母子健康手帳を所持している妊産婦や子の居所でしか、母子健康手帳に記載されている情報が把握できない。
- ・ 妊婦健診や乳幼児健診等を受診する際に、紙の間診票等と母子健康手帳に同様の内容を重複して記入しなくてはならず、負担が生じる。
- ・ 医療機関等における健診時に、紙の健康診査票と母子健康手帳に同様の内容を重複して記入しなければならず、負担が生じる。
- ・ 紛失や汚損のリスクがあり、管理方法に配慮が必要である。

また、現状、民間の母子保健アプリが提供されているが、多くの場合、受診や予防接種において、必要な医療機関で記録や閲覧ができず、利用者も紙の母子健康手帳から健診結果等を手入力する必要があるなど、紙の母子健康手帳を代替できる状況ではない。

(2) 母子健康手帳のデジタル化に向けた取り組み

母子健康手帳のデジタル化とは、従来、自治体より冊子形式で交付、利用者により管理されてきた紙の母子健康手帳及び記載情報をデジタルデータとして標準化、安全かつ継続的に記録、保存、共有できる社会基盤の整備、移行を行う取り組みである。

電子版母子健康手帳の導入等を通じて妊婦健診や乳幼児健診等の結果情報について医療機関等や自治体間の情報連携を行うことにより、転居時においても切れ目のない母子保健サービスを可能とすると共に、正確かつ迅速な情報共有を通じた適切な医療の提供等が期待されている。

(3) 電子版母子健康手帳のメリット

電子版母子健康手帳のメリットは以下のように示すことができる。

- 利用者、医療機関等や自治体による母子健康情報の更新が可能になり、最新の情報や正確な情報が取得できる。
- 利用者、医療機関等や自治体における、妊婦健診や乳幼児健診等の問診・健診票への母子健康手帳情報の転記に係る負担を軽減できる。
- 紛失、汚損による情報損失がなく、災害、救急時等にも、医療機関等で迅速に必要な情報を確認することができるようになり、受診者はより適切な医療を受けることが可能になる。
- 里帰り等による自治体間の移動や転居時においても、居住地と里帰り先や、転居先と転居元などの双方の自治体等において、情報を共有することが可能となり、効果的な支援や体制の強化にもつながる可能性がある。
- 自治体に導入されている電子母子保健ツールの一部において、地域の支援サービスや子育て情報などを自治体からプッシュ型で通知できる機能があるが、母子健康手帳等の情報と連携して自治体側から情報発信することにより、情報を必要とする人に届けることで、より良い支援につながることを期待される。

今後、医療機関等や自治体において、電子版母子健康手帳に係る環境が整備され、様々な機能が実現されれば、様々な関係機関における即時かつ効率的な情報共有や、各住民の個別状況に応じたプッシュ通知、予防接種のスケジューリング機能、さらには保育や学校保健といった母子保健にとどまらない分野との連携などにより、住民にとっては、紙の母子健康手帳では得られないメリットを享受できることが期待できる。

2. 電子版母子健康手帳の概要

2.1 電子版母子健康手帳の定義と基本的な要件

電子版母子健康手帳とは、母子保健法第 16 条に基づき自治体が妊娠の届出をした者に交付する母子健康手帳について、紙による交付に代え、当該手帳に記録される情報を PMH に保管するとともに、Web アプリやアプリ等により PMH にアクセスすることで、利用者、医療機関等及び自治体が当該情報の入力・参照を可能とするものである。なお、本書では自治体が妊娠の届出をした者に電子的に交付すること等が想定されている電子版母子健康手帳について、利用者が利用するための Web アプリやアプリ等を「利用者向けアプリ」と定義する。

利用者向けアプリに必要な基本的な要件は以下のように示すことができる。

- 本書に示す要件を満たすこと。
- 最新の「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」に準拠すること。
- アプリのみの形態で提供する場合、利用者が広く使用する主要なモバイル OS に対応すること。Web アプリのみ又は Web アプリを併用して提供する場合は、この限りでない。

これら要件を満たすことで、民間の母子保健アプリが電子版母子健康手帳を扱う利用者向けアプリとして位置づけられる。なお、準拠すべき詳細の要件や具備すべき機能については、4章以降を参照すること。

2.2 利用者向けアプリに関する前提

(1) 電子版母子健康手帳の交付と利用者向けアプリの利用

妊娠の届出をした者に対し、自治体が紙の母子健康手帳に代えて電子版母子健康手帳を交付する場合、利用者は利用者向けアプリを通じて PMH に保管された当該手帳の情報の入力・参照を行うことになる。電子版母子健康手帳の交付は、マイナンバーカードを保有し、かつマイナ保険証等¹の利用者に限られる。なお、利用するアプリを選択したいといった住民のニーズも考えられることから、希望する自治体によっては、複数の利用者向けアプリを提供することも可能である。

(2) 利用者向けアプリにおける本人確認

利用者アプリから PMH への情報連携に当たっては、公的個人認証サービスを用いた以下のプロセスにより、PMH における利用者認証及び本人確認を行うものとする。

- 地方公共団体情報システム機構(以下、「J-LIS」という。)がサービス提供する公的個人認証サービスにより、利用者の認証及び本人確認を行う。

¹ 健康保険証、医療扶助の医療券・調剤券、自衛官診療証のオンライン資格確認の利用登録がされており、かつマイナポータルに接続するための利用者証明書用電子証明書の4桁の暗証番号が入力可能な者であること。

- J-LIS の認証結果に基づき、デジタル庁が提供するマイナポータルにてアクセストークンを発行し、マイナポータルAPIの PMH 情報連携APIを介して PMH へアクセスする。
- PMH では、受領したアクセストークンの検証を行い、有効性が認められた場合に限り、PMH における利用者認証及び本人確認が成立したものとする。

2.3 電子版母子健康手帳情報の概要

(1) 電子版母子健康手帳情報の保有主体

PMH は、自治体が情報管理責任主体となり、住民、医療機関等、自治体間で迅速に母子保健情報を共有・活用するための情報連携基盤として構築されている。PMH では、電子版母子健康手帳情報と、健康診査等に関する情報に分けて保管される。

電子版母子健康手帳情報は国民(母又は子)が保有主体となる。一方、乳幼児健診等の健診実施施設又は自治体が健康診査、産後ケア事業を委託した医療機関や産後ケア施設等から、自治体に提出される健康診査や産後ケア事業に係る情報は、実施主体である自治体が保有主体となる。

(2) 電子版母子健康手帳情報の範囲と分類

紙の母子健康手帳は、母子保健法に基づく内閣府令にて定められた様式である「府令様式」と、こども家庭庁からの通知によって作成例が示された、各自治体の判断で独自の制度等具体的な記載内容を作成することが可能な「任意様式」で構成される。

電子版母子健康手帳においては、紙の母子健康手帳における「府令様式」の全26様式に加え、「任意様式」のうち情報の入力・参照が必要な様式部分、すなわち「予防接種の記録(4)(5)」、「今までにかかった主な病気」、「歯の健康診査、保健指導、予防処置」、「胎児発育曲線」、「成長曲線(男子/女子)」、「学童以降の記録」の6様式を加えた、計32様式の情報についてデータ項目定義を定めると共に PMH で保管するものとする。他方、その他の項目等については、利用者、医療機関等及び自治体の全ての関係者が入力・参照や情報連携をする必要がなく、利用者に対する情報提供を目的としたものであることから、PMH保管の対象外とする。

図表 2 電子版母子健康手帳情報の範囲と分類

様式 番号	電子版母子健康手帳 様式名称	紙の様式 (府令/ 任意) ※	PMHにおける様式の管理領域の考え方		情報の入力参照に係る様式の分類	
			妊産婦(母)に 紐づく情報 (母の領域)	乳幼児(子)に 紐づく情報 (児の領域)	利用者(妊産婦、乳 幼児の保護者等)が 記録する情報	医療機関や市町村 等が記録する情報
1	子の保護者	府令	●		●	
2	妊婦の健康状態	府令	●		●	
3	いままでの妊娠・出産	府令	●		●	
4	妊婦の職業と環境	府令	●		●	
5	妊娠中の記録	府令	●		●	
6	妊娠中の経過	府令	●			●
7	検査の記録	府令	●			●
8	父親や周囲の方の記録	府令	●		●	
9	両親学校などの受講記録	府令	●		●	
10	妊娠中と産後の歯の状態	府令	●			●
11	出産の状態	府令	●	●		●
12	出産後の母体の経過	府令	●			●
13	母親自身の記録	府令	●		●	
14	産後ケアの記録	府令	●			●
15	利用記録	府令	●			●
16	早期新生児期の経過	府令		●		●
17	退院時の記録	府令		●		●
18	後期新生児期の経過	府令		●		●
19	新生児訪問指導等の記録	府令		●		●
20	検査の記録	府令		●		●
21	保護者の記録	府令		●	●	
22	便色の確認の記録	府令		●	●	
23	〇〇児健康診査	府令		●		●
24	次の健康診査までの記録	府令		●	●	●
25	乳児身体発育曲線(男子/女子) 幼児身体発育曲線(男子/女子) 乳幼児身体発育曲線(男子/女子) 幼児の身長体重曲線(男子/女子)	府令		●	●	●
26	予防接種の記録(1)～(3)	府令		●		●
27	予防接種の記録(4)～(5)	任意		●		●
28	今までにかかった主な病気	任意		●	●	
29	歯の健康診査、保健指導、予防処置	任意		●		●
30	胎児の発育曲線	任意	●			●
31	成長曲線(男子/女子)	任意		●	●	
32	学童期以降の記録	任意		●	●	

※本図表の様式種類は、紙の母子健康手帳の様式種類を示すものであり、参考として掲載する。

(3) 電子版母子健康手帳情報の流通

電子版母子健康手帳の情報は、以下の 3 つの利用場面が想定され、各場面の利用者に対して適切な情報の提供形態が必要になる。

- 1 つ目は、妊産婦、乳幼児の保護者が利用者となり、自身、又は乳幼児の情報を利用者が入力、参照する場面が想定され、適切な情報の提供形態として「利用者向けアプリ」を介する。なお、利

ユーザー向けアプリの定義と基本的な要件については、5章を参照すること。

- 2つ目は、自治体から委託を受ける医療機関、保険診療のために受診する保険医療機関、産後ケア施設等の医療従事者等が受診者本人の同意のもと、電子版母子健康手帳情報の必要事項の入力、又は診察、検査に必要な電子版母子健康手帳情報を参照する場面が想定され、適切な情報の提供形態として「医療機関等向けアプリ」を介する。なお、医療機関等向けアプリの定義と基本的な要件については、2.4章及び6章を参照すること。
- 3つ目は、自治体、及び自治体の職員が対象者本人の同意のもと、窓口や集団健診会場等において、電子版母子健康手帳情報の必要事項の入力、又は自治体による支援に必要な電子版母子健康手帳情報を参照する場面が想定され、適切な情報の提供形態として「自治体向けアプリ」を介する。なお、自治体向けアプリの定義と基本的な要件については、2.5章及び7章を参照すること。

(4) 電子版母子健康手帳情報の流通に係る制約

転居や里帰り時等にも、自治体をまたいで過去の健診結果や妊産婦・保護者等による記録等も含めた全ての記録を利用できることや、医療機関及び自治体への情報共有が必要であることから、電子版母子健康手帳において定めるデータ様式については、利用者、医療機関等、自治体のいずれが入力した情報であっても、速やかにPMHへ記録され、利用者、全国の医療機関等や自治体から閲覧できることが必要である。

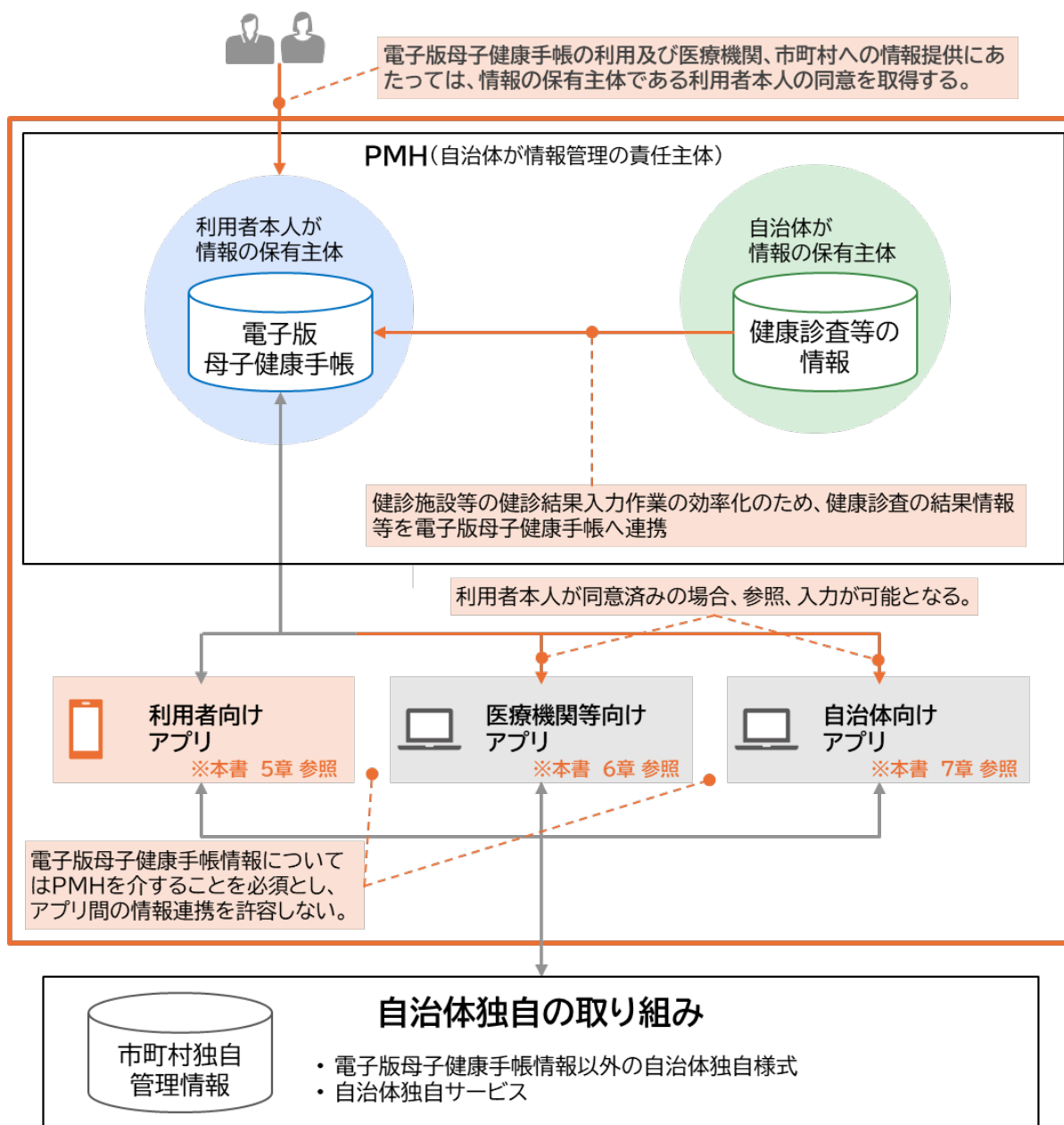
バンダーロックイン(特定の事業者の製品・サービスに依存し、他の事業者への乗換えが困難となること)が生じることなく、利用者向けアプリ、医療機関等向けアプリ、自治体向けアプリ、健康管理システム、医療機関や健診会場向けの専用システム等において、それぞれ別の事業者のシステムが導入された場合でも、相互に連携ができる仕組みを確保することや、データポータビリティ(異なるサービス・アプリ間でデータを引き継ぎ継続利用できること)を確保するため、利用者向けアプリ、医療機関等向けアプリ、自治体向けアプリのいずれのアプリケーションにおいても、電子版母子健康手帳情報として本書で定める32様式については、PMHを介せずにデータ連携をしてはならない。各アプリケーションの構築事業者が同一であったとしても、本制約は不変である。

(5) 自治体独自様式の情報流通や自治体独自サービスの提供

電子版母子健康手帳情報として本書で定める32様式以外の情報流通や紙の母子健康手帳にはない付加的機能(予防接種等のプッシュ通知・スケジューリング機能や予約機能等)については、利用者、医療機関等及び自治体の全ての関係者間での情報連携が想定されないことから、本ガイドラインで規定する機能外として位置づけられるものであり、各自治体の判断で独自の制度等に応じた具体的な記載内容を作成し、自治体独自様式及び各自治体独自の取組みとして管理を行ったうえで、利用者向けアプリにおいて電子版母子健康手帳の情報入力・参照とは別の機能として提供することができる。独自機能を提供する場合は、当該自治体外への転居時等において、住民に不都合が生じないものとする必要がある。また、独自機能の提供に当たっては、利用者が安心してサービスを利用できるよう、当該自治体が必要なルールを定めることが求められる。なお、自治体独自の取組みに

についての詳細例及び PMH による情報管理の考え方は、3.5 章を参照すること。

図表 3 情報流通の全体概要



(6) 電子版母子健康手帳情報の保存期間

紙の母子健康手帳については、主に、妊娠期間中から、子の就学頃までの健診や、保護者による成長の記録等において記録や閲覧が行われる。一方、小児科への受診時や、産婦や成人した子が医療機関の受診時等においては、必要に応じて過去の記録を確認する等、一部の者においては長期にわたって閲覧する必要がある。また、予防接種の接種記録情報については、子の就学以降も継続的に利用され、保存期間を死亡した後の5年後までと規定される予定である。このため、PMHに保管される電子版母子健康手帳情報について、妊産婦又は乳幼児が死亡した後の5年後まで保存することとし、保存期間中は、情報の閲覧、参照を可能とする。

図表 4 電子版母子健康手帳で定めるデータ保存期間

	保存先	保存期間	情報取得 可能期間
電子版母子健康手帳情報	PMH	利用開始 ～ 死亡後 5 年	利用開始 ～ 死亡後 5 年

2.4 医療機関等向けアプリの定義と基本的な要件

医療機関等向けアプリとは、自治体から委託を受ける医療機関、保険診療のために受診する保険医療機関、産後ケア施設等の医療従事者等が受診者本人の同意のもと、電子版母子健康手帳情報の必要事項の入力、又は診察、検査に必要な電子版母子健康手帳情報を参照するために、PMH へアクセスする Web アプリやアプリをいう。なお、本書では当該サービスを「医療機関等向けアプリ」と定義する。

医療機関等向けアプリに必要な基本的な要件は以下のように示すことができる。

- 本書に示す要件を満たしていること。
- 最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠すること。
- PMH を活用した妊産婦健診、乳幼児健診、予防接種等に係る業務において、各医療機関や健診実施施設等に導入される端末及びシステムとの重複が生じないこと。また、特定のハードウェアやオペレーティングシステムに依存し、又は密接に結合した構成としないこと。

準拠すべき詳細の要件や具備すべき機能については、6 章を参照すること。

2.5 自治体向けアプリの定義と基本的な要件

自治体向けアプリとは、自治体、及び自治体の職員が対象者本人の同意のもと、窓口や集団健診会場等において、PMH に保管される電子版母子健康手帳情報の必要事項の入力、又は自治体による支援に必要な電子版母子健康手帳情報を参照するために、PMH へアクセスする Web アプリやアプリをいう。なお、本書では当該サービスを「自治体向けアプリ」と定義する。

自治体向け Web アプリに必要な基本的な要件は以下のように示すことができる。

- 本書に示す要件を満たしていること。
- 最新の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準拠すること。

準拠すべき詳細の要件、具備すべき機能については、7 章を参照すること。

2.6 様式改版時における利用者向け、医療機関等向け、自治体向けアプリの表示

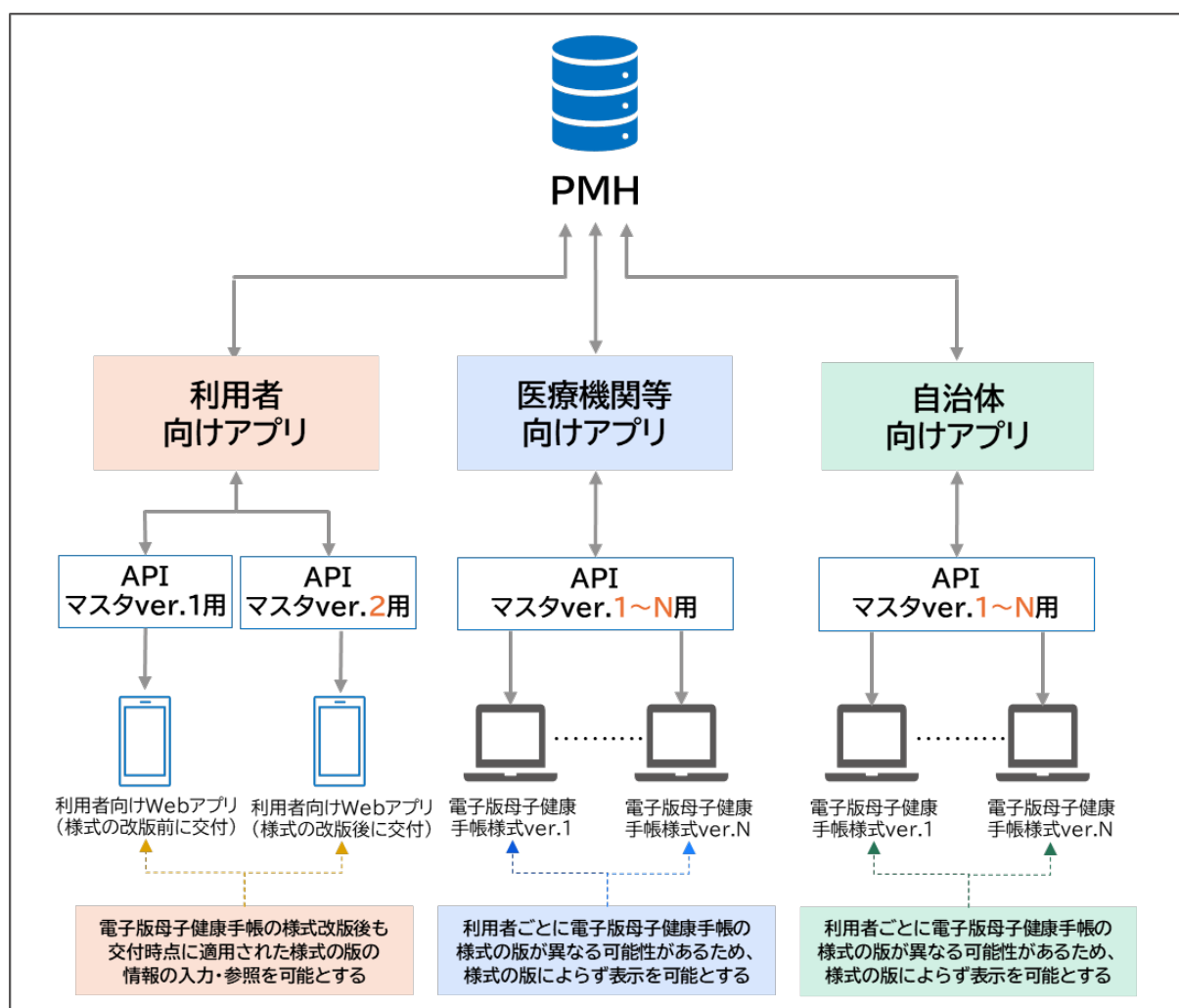
(1) 利用者向けアプリ

利用者向けアプリでは表示する様式が改版された場合は、速やかに改版された様式に対応する必要がある。ただし、既に電子版母子健康手帳の交付を受けた利用者においては、改版された様式に変更するのではなく、交付時点の様式として情報の参照、入力ができるようにすること。なお、PMHでは交付時点の様式として情報の入力、参照を可能とする予定である。

(2) 医療機関等向け及び自治体向けアプリ

医療機関向け及び自治体向けアプリにおいては、利用者ごとに電子版母子健康手帳の様式の版が異なる可能性があることから、PMHより連携された電子版母子健康手帳の情報を、様式の版によらず表示できることが必要である。

図表 5 様式改定時の対応方針



3. 電子版母子健康手帳における情報の取扱い及び運用に関する事項

3.1 電子版母子健康手帳情報における母子の情報連携の仕組み

(1) 妊産婦(母)から乳幼児(子)への情報連携の必要性

電子版母子健康手帳における情報の保有主体及び利用方法は、紙の母子健康手帳における情報の保有主体及び利用方法を踏まえ、以下のように示すことができる。

- 紙の母子健康手帳では、母及び子に関する情報が一体として記載されており、出産前の時点では、母の情報については母自身が利用することとなるが、出産後は、妊娠中の母の情報も含めて子の情報を子(又は子の代理としての保護者等)が利用することが基本となる。ただし、出産後から乳幼児期以降にかけて、手帳の利用者は、母(保護者等)か、子の代理としての保護者等か、必ずしも定めがあるわけではなく、様々な態様があるものと考えられる。また、子の成長後、任意の時点で母等から子に手帳を渡す場合や、成長後も母等が持ち続ける場合があると考えられる。
- 一方、電子版母子健康手帳では、母に紐づく情報は母本人が、子に紐づく情報は子本人が保有主体となり、母に紐づく情報は、公的個人認証サービスによる母の本人確認を経て、PMHにおける母の領域に保存され、利用される。また、子に紐づく情報は、公的個人認証サービスによる子の本人確認を経て、PMHにおける子の領域に保存され、利用されることが基本となる。
- ただし、子の出生時及び出生直後に子に対して実施される健診や検査等については、子のマイナンバーカードの取得及びマイナ保険証の利用登録が完了する前に実施されることが想定される。この期間においては、この場合、公的個人認証サービスによる子の本人確認を行うことができないため、PMHの母の領域内に子に紐づく情報を保存する領域を確保し、母の本人確認により子に関する情報を登録するものとする。その後、子のマイナンバーの発行を契機としてPMHに子の領域が作成された後に、母子の連結を行い、当該情報を子に引き継ぐことが必要である。

上記を踏まえ、電子版母子健康手帳における母から子への情報連携の仕組みは、母と子との紐づけを行う「母子連結」と、母に紐づく情報を医療機関へ子が受診する際等の任意時点で母から子へ情報連携する「母子情報連携」の2つの仕組みが必要となる。

(2) 母子連結の概要

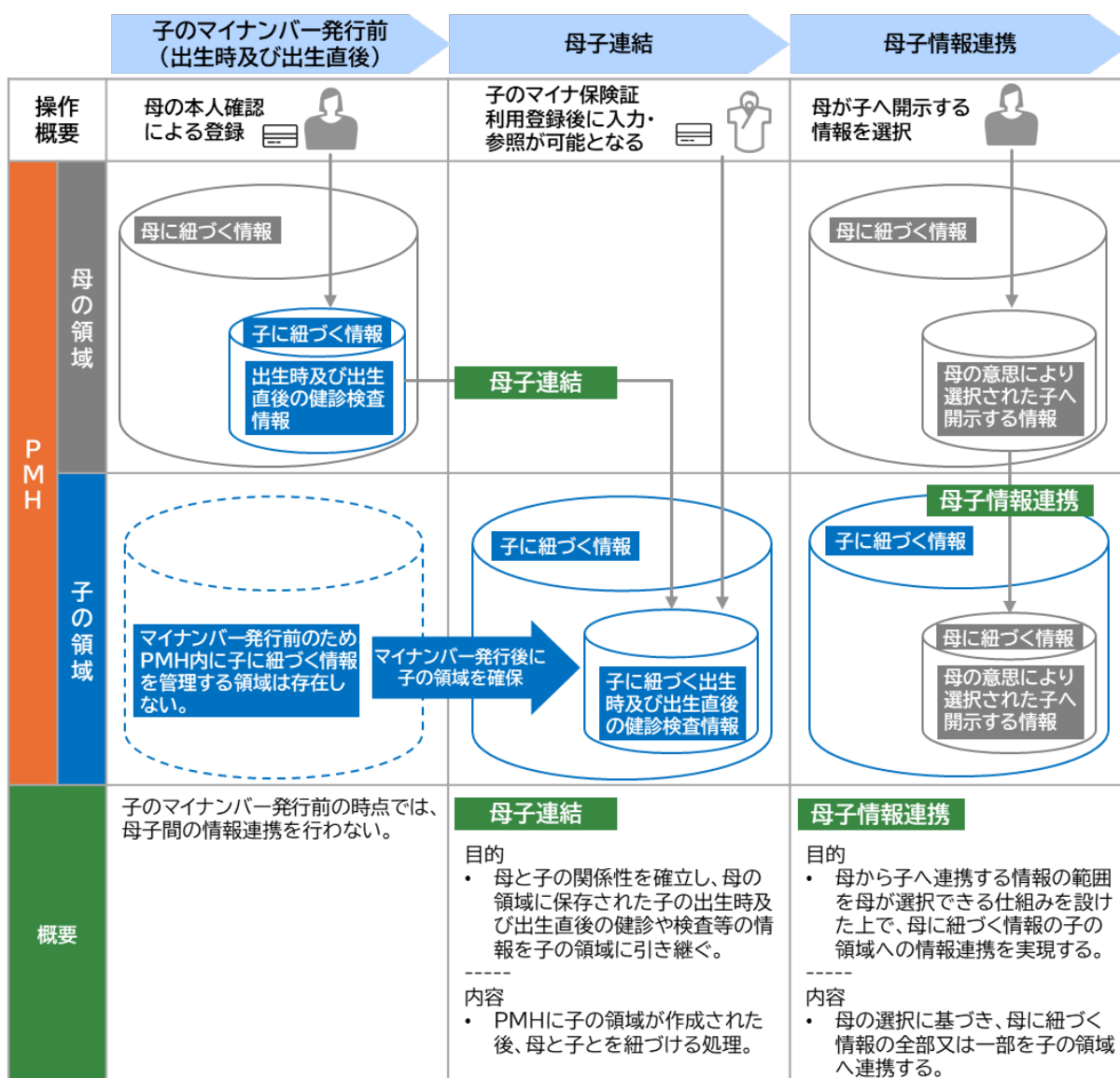
母子連結とは、PMHにおける母の領域に保存された、子の出生時及び出生直後に実施された子の健診や検査等の情報を、子のマイナンバー発行後に作成される子の領域に引き継ぐために、母と子とを紐づける処理を指す。

(3) 母子情報連携の概要

母に紐づく情報には、母自身の健康管理や医療機関の受診等において重要である一方、子や他の家族等に知られたくないような機微な情報であって、子の受診の際には必ずしも必要でないと考えられる情報が含まれる。こうした情報について、一部の情報は子へ渡さないこともできるよう、母から子へ提供する情報を母が選択できる仕組みが必要である。

母子情報連携とは、母子連結完了後、母の選択(子への開示範囲を指定)に基づき、PMHの母の領域に保存されている母に紐づく情報の全部又は一部を子の領域へ連携する処理をいう。

図表 6 母と子の情報連携の仕組み全体像



3.2 電子版母子健康手帳における代理人の考え方

(1) 電子版母子健康手帳における代理人の必要性

電子版母子健康手帳の利用には、マイナンバーカードを保持する者かつマイナ保険証等の利用者に限られ、利用するには事前に公的個人認証サービスによる本人確認が求められる。

利用者向けアプリにおいて、妊産婦(母)、乳幼児(子)又は子の保護者等が利用する場合、母又は子の公的個人認証サービスによる本人確認を要する。また、医療機関等向けアプリ又は自治体向けアプリを利用して電子版母子健康手帳に記載する場合、原則として健康診査又は保健指導を受ける本人(妊産婦(母)及び乳幼児(子))のマイナンバーカードを用いたオンライン資格確認等による本人確認を要する。

このように、利用者向けアプリ、医療機関等向けアプリ、自治体向けアプリでは、母又は子本人の本人確認を経て、PMH に保管されている母に関する情報、子に関する情報の参照及び入力が可能となる。

一方、「父親や周囲の方の記録」、「両親学級等の受講記録」については、母だけでなく父等が記載する場合や、「保護者の記録」、「便色の確認の記録」については子の保護者が記載するといったケースが考えられる。このため、母又は子に対しマイナポータルによる代理人機能を利用することで、代理人が公的個人認証サービスによる本人確認を行うことにより、利用者向けアプリから代理人関係のある母又は子の情報の閲覧及び入力を可能とする機能を提供することを予定している。

電子版母子健康手帳の利用者向けアプリでは、以下の 2 種類の代理人機能を設けることを想定している。

- 1つ目は、母の代理人として父や祖父母等が代理人登録する場合であり、マイナポータル上の任意代理人として登録することで母の代理人となる。
- 2つ目は、子の代理人として父母等の保護者が代理人登録する場合があり、マイナポータル上の法定代理人または任意代理人として登録することで子の代理人となる。なお、第三者の任意代理人については、子の法定代理人が子に代わって任意代理人登録することとなる。

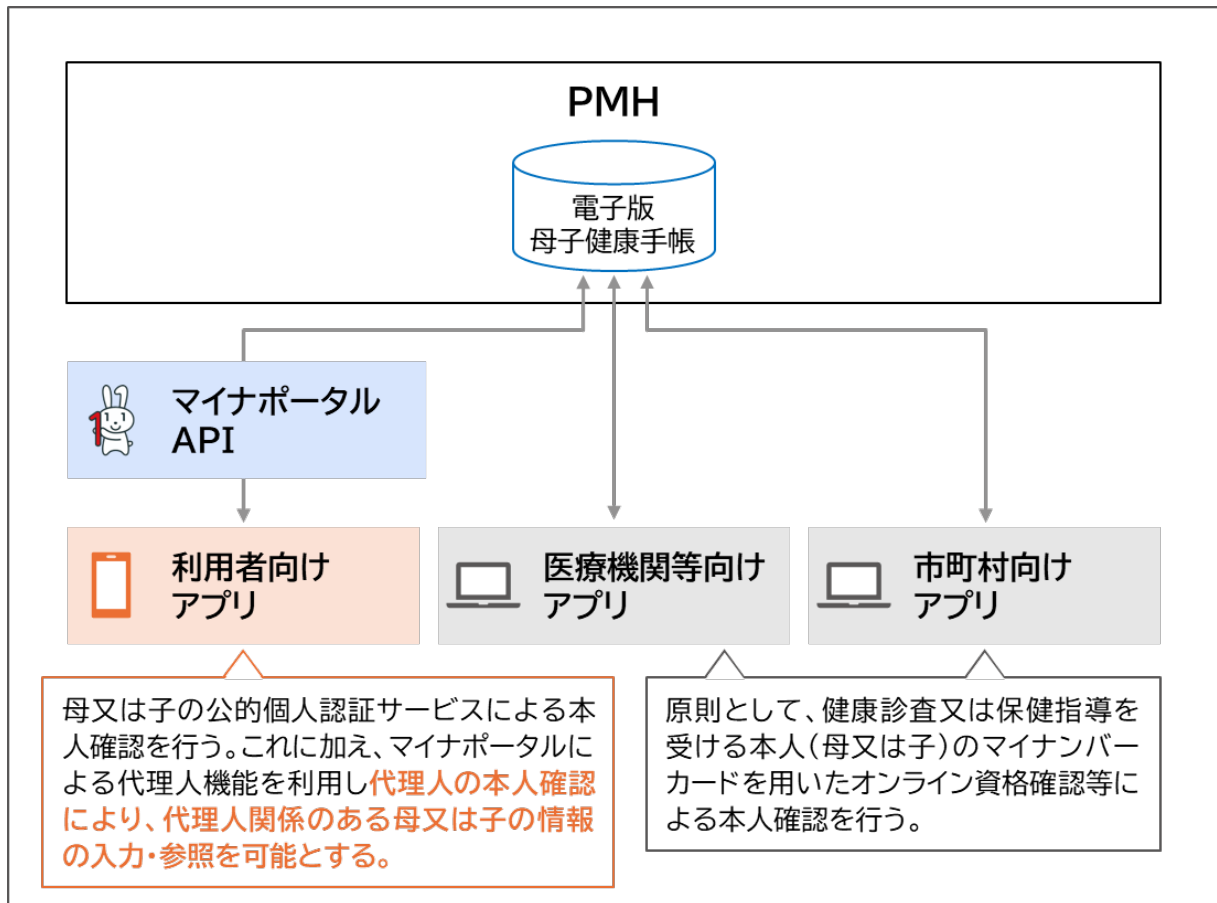
(2) 母の代理人について

母の代理人は、PMH に保管されている電子版母子健康手帳のうち、母に紐づく情報のみ参照、入力が可能となることを想定している。なお、母に紐づく情報の中には、機微情報も含まれることから、代理人に対する参照範囲を母がマイナポータルにて制限できる機能を提供することを予定している。

(3) 子の代理人について

子の代理人は、PMH に保管されている電子版母子健康手帳のうち、子が閲覧可能な情報の全てについて参照、入力が可能となることを想定している。なお、代理人の設定や、代理人を解除する必要がある場合に対応できる機能については、マイナポータルや PMH 等において提供することを予定している。

図表 7 代理人認証の考え方



3.3 電子版母子健康手帳情報の利用・保管に係る同意の考え方

(1) 電子版母子健康手帳情報を PMH にて利用・保管することに対する同意

電子版母子健康手帳情報は、健康診査の結果等の個人情報保護法上の要配慮個人情報に該当する情報が含まれているため、利用者本人の保有情報である電子版母子健康手帳情報を PMH で利用・保管することに関する利用者本人の同意を取得する。

(2) 医療機関・自治体等への情報提供及び入力に対する同意

医療機関や自治体等を受診又はサービス利用する際には、母又は子が自身のマイナンバーカードで顔認証付きカードリーダー又はマイナ資格確認アプリ等を用いて、本人確認を行った上で、母又は子の電子版母子健康手帳情報に関する情報を参照・入力できる仕様を想定している。

マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認等による本人確認後の医療機関・自治体等における電子版母子健康手帳情報の参照可否及び情報参照可能な範囲については、利用者が事前にマイナポータル等で設定する機能を提供することを予定している。

なお、3.1 章に示す通り、子のマイナンバーカードを用いることで、子の情報に加えて、母同意の元

連携された情報も閲覧可能となるため、母ではなく父や祖父母等が子の健診等に付き添う場合や、親権者の変更が生じた場合においても、紙の母子健康手帳と同様に母子の情報を一体的に扱うことができることを想定している。

(3) 利用者向けアプリ利用における母子健康手帳情報の個人情報取扱いに関する同意

電子版母子健康手帳情報は、健康診査の結果等の個人情報保護法上の要配慮個人情報に該当する情報が含まれている。利用者の PMH からの連携情報を保有又は利用する場合、あらかじめ、利用者本人からの同意取得が必要である。当初の利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、改めて本人の同意を得なければならない。

3.4 電子版母子健康手帳として全国普及までの間に考慮すべき点

(1) 自治体が電子版母子健康手帳を導入するための要件

紙の母子健康手帳は、様々な母子保健関係サービスの提供にあたって、自治体職員が記録・閲覧を行うほか、乳幼児・妊産婦健診や予防接種においては、自治体から委託を受ける医療機関、更に、保険診療のために受診する保険医療機関、産後ケア施設等様々な関係機関において利用されており、自治体をまたいだ受診等も日常的に行われている。また、電子版母子健康手帳の利用が想定される医療機関等としては、産婦人科、小児科等の医療機関の他、救急救命センター等も想定される。

2.1 章又は 2.2 章に示す通り、電子版母子健康手帳は、紙で交付することに代わり、当該手帳に記録される情報を PMH に保管すると共に、利用者向けアプリにより PMH にアクセスすることで情報入力・参照を可能とするものであるが、特定の自治体が電子版母子健康手帳の交付を開始するためには、住民により、母子健康手帳が利用されることが想定される当該自治体管内外の全ての関係機関において、電子版母子健康手帳の入力や参照に対応することが可能な環境が整備されていることが必要である。また、その時点の環境整備等の状況に応じて、具体的にどのような利用態様となるのか等について、住民や関係機関及び関係団体への十分な説明を行い、懸念があれば、払拭し、電子版母子健康手帳の導入について関係者間での合意がなされている必要がある。

何よりも、電子版母子健康手帳の導入により、単なる母子健康手帳のデジタル化のみならず、それぞれの住民に応じて、適宜適切な情報をプッシュ通知することなどをはじめとして、民間の創意工夫等により実現される様々な機能・価値を、住民や関係機関等に、十分に示していくことが必要である。

当然のことながら、電子機器やネットワークの十分な利用を行うことができない住民や関係機関が、誰一人取り残されることのないよう、また、予防接種等のデジタル化等の状況や、関係機関における環境整備の状況、「紙の母子健康手帳の良さ」とデジタル化によるメリットに係る関係者の理解の状況等を踏まえつつ、電子版母子健康手帳を導入した際に、利用できなくなる紙の母子健康手帳の機能がないよう、健診結果等の入力の代行や記録の印刷、電子版母子健康手帳に対応できない住民等には紙の母子健康手帳の併用を行うことなど、様々な工夫により、関係者と合意形成を行いつつデジタル化を進めていくことが必要である。

あわせて、導入、維持のためのコストについても、紙の母子健康手帳におけるコスト、デジタル化に

より実現される価値、事務等の効率化等を総合して、利用者や自治体・住民の負担とならないようにする必要がある。

(2) 紙の母子健康手帳のみを取り扱う自治体への転出時の対応

電子版母子健康手帳が全国に普及するまでの間、各自治体における電子版母子健康手帳の普及の状況は各自治体に応じて遅速があるため、電子版母子健康手帳を取り扱う自治体から転出し、紙の母子健康手帳のみを取り扱う自治体へ転入することや、電子版母子健康手帳を利用する妊産婦が里帰りにより、紙の母子健康手帳のみを取り扱う自治体の医療機関において出産すること等が想定される。

電子版母子健康手帳を利用する妊産婦、乳幼児の保護者が紙の母子健康手帳のみを取り扱う自治体に転出した場合においても、PMH には、転出時点までの情報は維持管理されるため、転出後も利用者本人は過去の電子版母子健康手帳の情報は Web アプリやアプリ等を通じて参照や入力が可能である。このため、転出元自治体は転出した住民が転出後も引き続き、電子版母子健康手帳情報を閲覧できることができる環境を担保することが必要である。

さらに、健康診査又は保健指導を受けた際に本人以外(医師や保健師等)が電子版母子健康手帳の参照や入力ができなくなる事態が想定される。このため、転出元の自治体においては、転出した利用者が、転出後も電子版に対応していない自治体の医療機関等において継続的に母子健康手帳を使い続けられるよう、電子版母子健康手帳情報を PDF ファイルや XML/CSV ファイルにてダウンロードすることや、印刷する機能を担保しなくてはならない。

3.5 母子保健業務の自治体独自施策への対応

(1) 母子保健業務の自治体独自の施策について

母子保健業務における自治体独自の施策として、自治体が電子母子保健ツール又は母子保健アプリを導入し利用者への通知や健診の予約といったサービスを導入している事例がある。以下にその例を挙げる。

- 健診等により同定されたハイリスク者を対象とする施策：
 - 専門職の訪問等により産後うつハイリスクと判断された対象者に対して、電子母子保健ツール又は母子保健アプリから個別の相談案内や質問票を送付する。
 - ひとり親世帯や低所得者世帯に対して、電子母子保健ツール又は母子保健アプリから個別の相談・セミナー等の案内や、アプリ内での説明を提示する。
 - DV・虐待等のハイリスクと判断された家庭に対して、電子母子保健ツール又は母子保健アプリから自治体に相談ができるチャット機能や SOS 送信等の個別サポート機能を提供する。
- 健診や各種セミナー等の予約機能といった住民への利便性向上の施策：
 - 乳幼児健診の集団健診の案内とその予約機能を提供すること。

- 育児相談会や助成制度の説明会等の案内及び予約機能を提供すること。

※自治体は、予約を行った住民の把握が可能になる。

また、民間の PHR 関連サービスにおいて、事業者間で共通項目やデータ流通形式の標準化の取組が進められているといった例や、「子育て支援制度レジストリ」を組み合わせたプッシュ型通知の展開といった例も挙げられ、自治体と利用者間で切れ目のない母子保健業務の支援に繋がっている。

(2) 自治体独自の施策の情報と PMH における情報管理の考え方

(1)に示す自治体独自の施策に係る情報については PMH で情報の管理がされない。一方、特定の利用者に対して独自の機能を提供するためには、PMHの利用者認証及び本人確認を行った利用者を自治体が把握できることが必要となる。このため、PMHの利用者認証を行った利用者について自治体が名寄せを行える機能を提供することを予定している。

4. 電子版母子健康手帳全般に関して事業者が留意すべき事項

4.1 全般的事項

(1) 安定的なサービスの提供

電子版母子健康手帳には「妊娠、出産及び育児に関する一貫した健康記録」が集約され、母子の健康管理及び自治体や医療機関等への共有に用いられることから、運営事業者は切れ目のない安定的なサービスの提供が必要とされる。そのため、事業に参入するには中長期的なサービスの提供を前提とし、やむを得ない事情によりサービスの提供を停止する際には、十分な期間をとって事前に関係者との調整や継続に向けた再検討を行う等適切な対応をとった後に通知する、停止後の移行先等を準備する、十分なサービスの移行期間を確保する等の対応をとる必要がある。

(2) 利用者に対する情報提供や問い合わせ対応等

電子版母子健康手帳はその活用が十分に周知されていないこと、利用者の中にはスマートフォン等の操作に不慣れな方もいる場合も想定されることから、単にサービスの案内をただけでは、利用者が電子版母子健康手帳を十分に活用することが困難なケースが想定される。利用者に対して電子版母子健康手帳の利用方法等の説明が十分に行われるよう、運営事業者等は窓口の設置や問合せ先を明確にするとともに、利用者が操作方法や活用方法に迷うことがないように、説明や解説を分かりやすい位置に表示させる等の措置を講じる必要がある。

(3) データ項目

電子版母子健康手帳で取り扱うデータ項目については、「2.3 章（2）電子版母子健康手帳情報の範囲と分類」に示す32様式のデータ項目定義に準拠すること。

(4) データポータビリティ

電子版母子健康手帳の情報は PMH に保管され、マイナポータル API を通じて取得することができるため、提供事業者に変更がある場合においてもデータ移行の考慮は不要である。他方、自治体独自様式等、PMH保管の対象外として自治体が独自に運用する情報については、利用者、医療機関等及び自治体の全ての関係者間での情報連携が想定されるものでないことから、基本的にはデータ移行が生じるようなサービスが提供されることは想定していない。ただし、全ての事業者間でデータ移行を行うことが可能であるような機能実装を妨げるものではない。また、将来的な展望として、デジタル化の進展により、住民はライフステージや利用場面に応じて複数のアプリを使い分けて情報を取得することが想定されるため、電子版母子健康手帳と各システム間で情報にアクセス・引継ぎができる仕組みの整備が求められる。

(5) データの保存

2.3 章に示す通り、電子版母子健康手帳情報は、PMH に妊産婦又は乳幼児が死亡した後の5年後まで保存される。電子版母子健康手帳にて取り扱う情報以外の自治体で定める様式については、当該情報が将来にわたって利用される可能性を考慮し、自治体との個別の取り決めに従い保存期間を定めるものとする。

4.2 情報セキュリティ

電子版母子健康手帳情報を扱う際には、個人情報、医療情報等に関する法令、ガイドライン等を随時把握し、遵守を徹底すること。また、データ項目のうち、個人情報保護の観点から取扱いに特に留意すべき機微な情報については、情報漏えい対策を強化するとともに個人情報保護法等を踏まえ、随時適切に対応すること。また、利用者に対して、電子版母子健康手帳サービス利用開始時等に個人情報の取扱いについて、分かりやすく伝えること。

利用者向けアプリ、医療機関等向けアプリ、自治体向けアプリにおける、遵守すべき具体的なセキュリティ要件は「図表8 遵守すべき法律又はガイドライン」に示す法律及びその関連のガイドラインの最新版に従うものとする。

図表 8 遵守すべき法律又はガイドライン

遵守すべき法律又はガイドライン	利用者向けアプリ	医療機関等向けアプリ	自治体向けアプリ
母子保健法	○	○	○
個人情報の保護に関する法律	○	○	○
個人情報の保護に関する法律施行令	○	○	○
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン	○	○	○
個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について	○	○	○
民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針	○		
医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン		○	
医療情報システムの安全管理に関するガイドライン		○	
医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン		○	
地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン			○

4.3 個人情報の取扱い

母子健康手帳に入力する情報は健康診査の結果等の個人情報保護法上の要配慮個人情報に該当する情報が含まれていることから、電子版母子健康手帳の利用に当たり、利用者本人からの同意を取得する必要がある。詳細は 3.3 章を参照すること。

5. 利用者向けアプリ事業者が留意すべき事項

5.1 利用者向けアプリについて

利用者向けアプリとは、妊産婦及び乳幼児の保護者等が、自身又は乳幼児の電子版母子健康手帳情報の入力・参照を行うために利用する Web アプリ又はアプリであり、マイナポータルが提供する API を介して PMH へアクセスするものを指す。前提については「2.2 章 利用者向けアプリに関する前提」も参照すること。

5.2 民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針の遵守

電子版母子健康手帳は PHR の1つとして位置づけられる。このため、利用者向けアプリを提供する事業者は、総務省、厚生労働省、経済産業省が発出する最新の「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」やその他関連のガイドライン等を遵守すること。なお、PHR サービス事業者関連団体での議論等も踏まえ必要に応じて本書の内容を見直すこともあり得る。

5.3 マイナポータルとの連携

マイナポータルが提供する PMH 情報連携 API の電子版母子健康手帳情報に係る情報の閲覧・入力 API の呼び出しを可能とすること。また、電子版母子健康手帳情報のうち母子間における情報参照可能範囲(3.1 章)や、代理人登録による情報参照可能範囲(3.2 章)については、マイナポータル画面において妊産婦又は子の保護者が事前設定を行う機能を提供することを予定している。

5.4 母子保健に係る情報提供

紙の母子健康手帳においては、府令様式や任意様式上規定のある育児指導等の情報提供に係る様式については、現状においても、紙において提供する場合と、「母子健康手帳情報支援サイト」の URL や QR コードを添付するなどによって提供する場合など、様々な活用の態様がある。電子版母子健康手帳においても、こうした態様を踏まえ、様々な場面において、紙と同様に活用ができるよう、機能を提供できることが重要である。このため、利用者向けアプリについては、以下の要件を満たす必要がある。

- 母子健康手帳情報支援サイト等と連携し、最新の母子保健に関する情報を利用者に提供できるようにすること。
- 便色カード等、現時点で紙による提供が引き続き必要なものについては、紙との併用等により利用者へ確実に情報が届くよう配慮すること。
- 救急・応急手当に関する情報等、緊急時に速やかな参照が求められる情報については、アプリ上で容易にアクセスできる導線を確保すること。また、災害時等の通信途絶を考慮し、事前のダウンロードを案内するなど、オフライン環境でも参照できる等配慮すること。

5.5 利用者向けアプリに求められる機能

(1) 電子版母子健康手帳に求められる機能の重要度

利用者向けアプリに求められる機能は、その必要性や関連サービス、制度等の状況より「図表 9 電子版母子健康手帳機能の重要度分類」に示す3つに分けられる。電子版母子健康手帳と呼称するにあたり、少なくとも「①実装必須の機能」を有する必要がある。

図表 9 電子版母子健康手帳機能の重要度分類

項番	分類名	説明
①	実装必須の機能	電子版母子健康手帳サービスを利用するにあたり実装が必須となる機能
②	実装すると便利な機能	電子版母子健康手帳サービスを利用すると便利な機能であり、事業者等の状況も踏まえて対応を検討すべき機能
③	オプション機能	①、②以外にオプションとして提供されることが想定される機能

(2) 利用者向けアプリ事業者に求められる機能一覧

利用者向けアプリを電子版母子健康手帳として実装するにあたり、事業者が実装必須の機能、実装が望ましい機能、オプション機能について「図表 10 利用者向けアプリにおける機能一覧」に示す。なお、UI/UX やアクセシビリティ(障害のある方や多言語に対する配慮も含む)など利用者の利便性に配慮して設計すること。

図表 10 利用者向けアプリにおける機能一覧

No.	機能名	重要度		
		①	②	③
1	電子版母子健康手帳情報の閲覧・入力に係る本人確認機能	○		
2	電子版母子健康手帳情報の取扱いに係る同意取得機能	○		
3	利用者による電子版母子健康手帳入力情報の PMH へ送信する機能	○		
4	電子版母子健康手帳情報を PMH より受信する機能	○		
5	電子版母子健康手帳交付時点の様式に対応した画面表示機能	○		
6	利用者による電子版母子健康手帳への入力機能	○		
7	PMH からの取得情報を画面に表示する機能	○		
8	電子版母子健康手帳情報の印刷、ダウンロード機能	○		
9	母子保健に関する情報提供機能	○		
10	妊婦、乳幼児健診、乳幼児予防接種時期に係る自治体と連携した通知機能		○	
11	妊婦、乳幼児健診の受診予約に係る提携先自治体との連携機能		○	
12	自治体にて取り扱う任意様式に係る機能		○	
13	子育て支援制度レジストリの配信機能		○	
14	問診票・予診票に係る入力補助を行う連携機能			○

各機能に関する説明を以下に示す。

1. 電子版母子健康手帳情報の閲覧・入力に係る本人確認機能:

電子版母子健康手帳情報の閲覧・入力にあたっては、公的個人認証サービスによる本人確認を経てPMHの利用者認証及び本人確認を行う必要があるため、スマートフォンに搭載されて

いるマイナンバーカードの読み取り又はスマートフォンに搭載された電子証明書等を用いて円滑な本人確認機能を実装する。

2. 電子版母子健康手帳情報の取扱いに係る同意取得機能：
電子版母子健康手帳情報には健康診査の結果等の個人情報保護法上の要配慮個人情報が含まれている。利用者向けアプリ事業者が当該情報の安全管理措置等の責任主体となることから、利用者向けアプリにおいては、利用者本人からの同意取得機能を実装する。同意の考え方については 3.3 章を参照すること。
3. 利用者による電子版母子健康手帳入力情報の PMH へ送信する機能：
電子版母子健康手帳情報は、マイナポータルが提供する PMH 情報連携 API を経由して PMH に保管されることが原則となるため、利用者により入力された情報を PMH 情報連携 API で PMH に送信する機能を実装する。
4. 電子版母子健康手帳情報を PMH より受信する機能：
電子版母子健康手帳情報は、マイナポータルが提供する PMH 情報連携 API を経由して取得することが原則となるため、PMH 情報連携 API を介して、PMH から利用者向けアプリに情報を受信する機能を実装する。
5. 電子版母子健康手帳交付時点の様式に対応した画面表示機能：
電子版母子健康手帳にて取り扱う情報は、利用者へ電子版母子健康手帳を交付した時点の様式の版での情報入力・参照を可能とする必要がある。このため、PMH より連携される交付時点の様式に対応するように利用者向けアプリにて表示する機能を実装する。様式が改版された場合の対応方針については 2.6 章を参照すること。
6. 利用者による電子版母子健康手帳への入力機能：
電子版母子健康手帳情報として取り扱う様式のうち、妊産婦または乳幼児の保護者が入力する項目についての入力機能を実装する。電子版母子健康手帳で取り扱う情報の範囲として 2.3 章を参照すること。
7. PMH からの取得情報を画面に表示する機能：
電子版母子健康手帳情報として取り扱う全様式について、PMH より連携された情報を表示する機能を実装する。電子版母子健康手帳で取り扱う情報の範囲は 2.3 章を参照すること。
8. 電子版母子健康手帳情報のダウンロード及び印刷機能：自治体住民が紙の母子健康手帳のみ交付する自治体へ転入や里帰りする場合に対応するため、PMH より取得した電子版母子健康手帳情報を PDF ファイルや XML/CSV 等の形式でダウンロードする機能や印刷する機能を実装する。
9. 母子保健に関する情報提供機能：
母子保健に関する情報提供について、母子健康手帳情報支援サイトとの連携、紙との併用による情報提供、緊急時やオフライン環境における情報参照等の機能を実装すること。母子保健に関する情報提供機能の詳細について 5.4 章を参照すること。
10. 妊婦、乳幼児健診、乳幼児予防接種時期に係る自治体と連携した通知機能：
PMH において自治体がマイナンバーカード認証を行った利用者を名寄せする機能の提供が予定されている。特定の要フォロー者等に対し自治体より通知を受け取れる機能を実装する

ことが利便性の向上に繋がる。自治体独自施策への対応については 3.5 章を参照すること。

11. 妊婦、乳幼児健診の受診予約に係る提携先自治体との連携機能：

PMHの利用者認証及び本人確認を行った利用者を自治体が名寄せする機能の提供が予定されている。特定の要フォロー者等への妊婦、乳幼児健診の受診に係る予約等を自治体と連携する機能を実装することが利便性の向上に繋がる。自治体独自施策への対応については 3.5 章を参照すること。

12. 自治体独自様式に係る機能：

電子版母子健康手帳情報として定められたデータ様式以外の自治体独自様式は、各自治体との定めに従い、情報入力、参照等を可能とするため、自治体個別に定めた様式の操作、保存、取得に係る機能を実装することが利便性の向上に繋がる。

13. 子育て支援制度レジストリの配信機能：

標準化・オープン化された子育て支援制度・サービス情報を利用者や関連サービス事業者にデータ配信することで、自治体が更新したレジストリデータを子育て当事者が必要な情報やサービスを的確に得ることができるようになり、利便性の向上に繋がる。

14. 問診票・予診票に係る入力補助を行う連携機能：

電子版母子健康手帳情報には、乳幼児健診の結果及び予防接種の接種記録等の様式が定められており、健診・予防接種業務と密接に関わっている。このため、これら業務で必要となる問診票・予診票の入力機能を母子保健 DX 並びに予防接種デジタル化の動向を踏まえて利用者向けアプリ上で一体的に提供することも検討される。

6. 医療機関等向けアプリ事業者が遵守すべき事項

6.1 医療機関等向けアプリについて

医療機関等向けアプリとは、医療機関や健康診査施設における医療従事者等が、母子に係る電子版母子健康手帳情報の必要事項の入力、又は診察、検査に必要な電子版母子健康手帳情報の参照を行うために、PMH へアクセスする Web アプリやアプリを指す。定義と基本的な要件については 2.4 章も参照すること。

6.2 PMH との連携

PMH に対して電子版母子健康手帳情報の入力・参照に係る API の呼び出しを可能とすること。また、医療機関等向けアプリにおいて参照可能な電子版母子健康手帳情報は、妊産婦又は子の保護者がマイナポータル上で事前に設定した範囲に基づくものとし、医療機関等向けアプリにより当該設定の変更は行えないものとする予定である。なお、医療機関等向けアプリにて PMH への電子版母子健康手帳情報の入力及び閲覧を行う際は、妊産婦又は子の保護者によるマイナポータル上での事前同意に加え、医療機関等での顔認証付きカードリーダー又はマイナ資格確認アプリ等を用いたオンライン資格確認等による本人確認が必要となる。

6.3 医療機関等向けアプリが具備する機能

医療機関等向けアプリが電子版母子健康手帳情報を取り扱うにあたり、事業者が実装必須の機能を「図表 11 医療機関等向けアプリ事業者が実装必須の機能」に示す。

図表 11 医療機関等向けアプリ事業者が実装必須の機能

機能名	説明
電子版母子健康手帳情報を PMH へ送信する機能	医療機関等向けアプリにて入力された情報を PMH へ送信する機能を実装する。
電子版母子健康手帳情報を PMH より受信する機能	PMH より医療機関等向けアプリに電子版母子健康手帳情報を受信する機能を実装する。
PMH からの取得情報を画面に表示する機能	2.3章に示す電子版母子健康手帳で取り扱う全様式を PMH より取得し、過不足なく対象情報を表示する機能を実装する。 また、電子版母子健康手帳の情報を医療機関(通常診察時・健診時等)等で参照する際には、妊産婦又は子の保護者がマイナポータル上で医療機関等における参照の可否及び情報参照可能な範囲を事前に設定できるようにすることを予定している。このため、情報量に応じてユーザーの視認性および操作性を考慮した画面表示を実現すること。 加えて、2.6 章に示す通り、利用者ごとに電子版母子健康手帳の様式の版が異なる

	可能性があるため、様式の版に寄らず表示できること。
医療機関による電子版母子健康手帳への入力機能	2.3章に示す電子版母子健康手帳で取り扱う情報のうち、医療機関が記録する項目についての入力機能を実装する。

7. 自治体向けアプリ事業者が遵守すべき事項

7.1 自治体向けアプリについて

自治体向けアプリとは、自治体の職員が、窓口や集団健診会場等において母子に係る電子版母子健康手帳情報の必要事項の入力、参照を行う際に PMH へアクセスする Web アプリやアプリを指す。定義と基本的な要件については 2.5 章も参照すること。

7.2 PMH との連携

PMH に対して電子版母子健康手帳情報の入力・参照に係る API の呼び出しを可能とすること。また、自治体向けアプリで参照可能な電子版母子健康手帳情報は、妊産婦又は子の保護者がマイナポータル上で事前に設定した範囲に基づくものとし、自治体向けアプリにおいて当該設定の変更は行えないものとする予定である。なお、自治体向けアプリにて PMH への電子版母子健康手帳情報の入力及び閲覧を行う際は、妊産婦又は子の保護者によるマイナポータル上での事前同意に加え、マイナ資格確認アプリ等を用いたオンライン資格確認等による本人確認が必要となる。

7.3 自治体向けアプリが具備する機能

自治体向けアプリが電子版母子健康手帳情報を取り扱うにあたり事業者が実装必須の機能を「図表 12 自治体向けアプリ事業者が実装必須の機能」に示す。

図表 12 自治体向けアプリ事業者が実装必須の機能

機能名	説明
電子版母子健康手帳情報を PMH へ送信する機能	自治体向けアプリにて入力された情報を PMH へ送信する機能を実装する。
電子版母子健康手帳情報を PMH より受信する機能	PMH より自治体向けアプリに電子版母子健康手帳情報を受信する機能を実装する。
PMH からの取得情報を画面に表示する機能	2.3章に示す電子版母子健康手帳で取り扱う全様式を PMH より取得し、過不足なく対象情報を表示する機能を実装する。 また、電子版母子健康手帳の情報を集団健診会場等で参照する際には、妊産婦又は子の保護者がマイナポータル上で自治体における参照の可否及び情報参照可能な範囲を事前に設定できるようにすることを予定している。このため、情報量に応じてユーザーの視認性および操作性を考慮した画面表示を実現すること。 加えて、2.6 章に示す通り、利用者ごとに電子版母子健康手帳の様式の版が異なる可能性があるため、様式の版に寄らず表示できること。
自治体による電子版母子健康手帳への入力機能	2.3章に示す電子版母子健康手帳で取り扱う情報のうち、自治体が記録する項目についての入力機能を実装する。

8. 要件遵守の担保

8.1 本指針の規定する要件を遵守していることの確認

電子版母子健康手帳に係る事業者は、本書の「別紙1 自己点検シート」の確認事項に従って各要件を満たしているかどうかを定期的に確認し、結果を提出できるようにすることが必要である。

9. 本書の見直し

9.1 本書の見直しに係る留意事項

本書について、個人情報保護法等の法令又はガイドラインの改正や、母子保健業務の制度・サービス等の社会的状況の変化を踏まえて、必要に応じて検討及び見直しを行うものとする。